

日本人と台湾人の結婚手続きについて

2026年5月26日更新

1. 台湾において婚姻手続を行う場合

(1)日本人の方は、日本の市役所等において戸籍謄本1通(3ヶ月以内のもの)を取得した後、交流協会台北事務所または高雄事務所にて「婚姻要件具備証明」を申請して下さい。なお、申請には同戸籍謄本の他、旅券が必要です〔詳細は、「[各種証明書の申請手続](#)」をご覧ください〕。要件を満たしていれば、「婚姻要件具備証明書」を発給致します。

(2)台湾の外交部領事事務局において同「婚姻要件具備証明書」に認証を受けて下さい(所要期間約2日間)。

(3)結婚当事者双方は、同「婚姻要件具備証明書」と婚姻届「結婚書約」を台湾の市役所に提出して下さい。また、市役所で届け出が受理された後に、台湾の婚姻届済みの戸籍謄本1通(配偶者が記載されたもの)及び結婚証明書を取得して下さい。〔詳細は、各市役所にご確認下さい〕

(4)日本人の方は婚姻成立の日から3ヶ月以内に、所属の市役所等に婚姻届を提出または郵送して下さい。届け出を提出する際は婚姻証書(台湾の市役所が発行した結婚証明書、日本語の訳文を添付することが必要です)、台湾人の方の戸籍謄本1通(配偶者が記載されたもの、日本語の訳文を添付することが必要です)及び旅券(台湾人の方のもの)の写しが必要です。なお、郵送する場合は、事前に市役所等にお問い合わせください。

* 台北駐日経済文化代表処において日本の戸籍謄本およびその中文訳に認証を受けた場合は、上記(1)、(2)の手続きは不要で、直接台湾の市役所に提出し、婚姻手続をして下さい。

2. 日本において婚姻手続を行う場合

直接、婚姻届を提出する役所および台北駐日経済文化代表処にお問い合わせください。

<http://www.taiwanembassy.org/JP>

日本人與台灣人結婚手續說明

2026年5月26日更新

1. 在台灣辦理結婚手續

(1) 日本人於日本當地戶籍機關申領戶籍謄本1份(3個月效期內)、抵台後親至交流協會台北或高雄事務所申請「婚姻要件具備證明書」。申請時須提出該戶籍謄本及護照〔詳細請參閱本協會網頁「[各種證明書申請手續](#)」〕。如符合申請要件、本協會即核發該證明書。

(2) 領取由本協會核發之「婚姻要件具備證明書」後、前往外交部領事事務局辦理該證明書之驗証(約須2日)。

(3) 結婚當事人雙方持經外交部驗証之「婚姻要件具備證明書」及戶政事務所網頁下載之「結婚書約」等前往戶政事務所辦理結婚登記、同時申領辦妥結婚登記之戶籍謄本及結婚證明書各1份。〔詳細請參閱內政部戶政處網頁 <http://www.ris.gov.tw> 或向各戶政事務所諮詢〕。

(4) 台灣結婚登記手續完成後, 日本配偶須於3個月內向所屬(日本)市役所等提出或以郵寄申報結婚登記。提出申報時, 須準備結婚證明書(台灣戶政事務所核發之結婚證明書並附上日文翻譯)、台灣配偶之戶籍謄本1份(須已登記配偶之謄本, 並附上日文翻譯)及(台灣配偶)護照之影本。如為郵寄時, 請事先詢問日方之市役所等。

* 如果日本的戶籍謄本及中譯本已於台北駐日經濟文化代表處認証、上述(1)、(2)可省略、直接提給台灣的戶政事務所辦理結婚登記手續即可。

2. 在日本辦理結婚手續

請直接向日本當地(區)市役所及台北駐日經濟文化代表處查詢
<http://www.taiwanembassy.org/JP>